

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指 定 番 号 第 3 号
- 2 指 定 年 月 日 平成 23 年 6 月 27 日
- 3 道 路 の 位 置 広島市佐伯区新宮苑 14 番 8 の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.50メートル
延長 20.10メートル

広島市告示（佐伯区）第 85 号

平成 23 年 6 月 27 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 86 号

平成 23 年 6 月 27 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

区 告 示

広島市告示（南区）第 7 号

平成 23 年 6 月 20 日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定により職権で処理をしたので、同条第 4 項の規定により公示する。

広島市南区長 藤 田 典 子

記

氏 名	住 民 票 の 住 所	職権処理 の 内 容
政 勝 幸	広島市南区稲荷町 4 番 14-303 号	消 除
豊田 光則	広島市南区霞一丁目 4 番 3-211 号	消 除

公 告

公 告

平成 23 年 6 月 1 日

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 58 条第 1 項の規定に基づく同法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 19 条の規定により、広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）段原東部土地区画整理審議会委員の選挙期日を次のとおり定めます。

広島市長 松 井 一 實

- 1 選挙期日 平成 23 年 9 月 4 日

公 告

平成 23 年 6 月 1 日

平成 23 年 9 月 4 日執行の広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）段原東部土地区画整理審議会委員選挙に使用する選挙人名簿を土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

なお、この選挙人名簿に異議のある者は、縦覧期間中に限り文書をもって異議の申出をすることができます。

広島市長 松 井 一 實

- 1 縦覧期間 平成 23 年 7 月 6 日から平成 23 年 7 月 19 日まで
- 2 縦覧場所 広島市南区霞一丁目 5 番 8 号
広島市段原再開発部庁舎
- 3 縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

公 告

第一種市街地再開発事業の施行の認可

平成 23 年 6 月 17 日

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 7 条の 9 第 1 項の規定によって、第一種市街地再開発事業の施行を認可したので、同法第 7 条の 15 第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 第一種市街地再開発事業の名称
京橋町地区第一種市街地再開発事業
- 2 施行者の氏名又は名称
広島京橋開発企業体
代表者 株式会社 レガロホテルシステム
構成員 株式会社 都市生活研究所
構成員 森ビル都市企画 株式会社
構成員 株式会社 市浦ハウジング&プランニング
- 3 事務所の所在地
広島市中区橋本町 9 番 2 号
- 4 事業施行期間

平成23年6月17日から平成25年12月

5 施行地区

広島市南区京橋町6番1及び6番2

6 施行認可の年月日

平成23年6月17日

7 施行者の住所

広島市中区橋本町9番2号

8 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

9 公告の方法

事務所の掲示場のほか、施行者が適当と認める場所

10 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成23年7月16日

公 告

平成23年6月17日

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項の規定によって、第一種市街地再開発事業の施行を認可したので、同法第7条の15第3項の規定により、一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

1 縦覧場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市都市整備局区画整理課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

（ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49号）に規定する休日は除く。）

市議会規則

広島市議会規則第1号

平成23年6月30日

広島市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市議会議長 木 島 丘

広島市議会会議規則の一部を改正する規則

広島市議会会議規則（昭和31年広島市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表正副常任委員長会議の項に次のように加える。

議会改革推進会議	議会改革の推進に関し協議又は調整を行うこと。	所属議員が3人以上の会派から選出された委員	代表
----------	------------------------	-----------------------	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選 管 告 示

広島市選挙管理委員会告示第21号

平成23年6月2日

平成23年6月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会

委員長 倉 田 治

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数
18,731人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
222,758人

3 地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求）及び地方自治法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

中 区 35,023人

東 区 32,212人

南 区 37,172人

西 区 49,473人

安佐南区 59,486人

安佐北区 41,404人

安 芸 区 21,025人

佐 伯 区 36,391人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

156,092人

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第22号

平成23年6月10日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
委員長 石井 眞 治

- 1 日 時 平成23年6月15日（水） 午後2時～
- 2 場 所 中区役所7階第1会議室
- 3 議 題
 - (1) 教育委員長職務代行者について
 - (2) 祇園小学校児童の死亡事故について
 - (3) 平成22年度専門家評価の実施状況等について
 - (4) 平成23年度広島市立高等学校及び安佐北中学校の入学者状況について
 - (5) 広島市立学校児童生徒数等（平成23年5月1日現在）について
 - (6) 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について
 - (7) 中央図書館浅野文庫室の雨漏りについて
 - (8) 沼田高等学校及び美鈴が丘高等学校の普通科コースについて
 - (9) 平成24年度広島市立高等学校等入学者選抜の基本方針について
 - (10) 広島市立広島特別支援学校高等部普通科における職業コースの設置及び平成24年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考の基本方針について

広島市教育委員会告示第23号

平成23年6月22日

広島市教育委員会議（臨時会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
委員長 石井 眞 治

- 1 日 時 平成23年6月29日（水） 午前10時～
- 2 場 所 中区役所7階第1会議室
- 3 議 題
 - (1) 教職員の人事について（非公開予定）

広島市教育委員会告示第24号

平成23年6月28日

広島市教育委員会議（臨時会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
委員長 石井 眞 治

- 1 日 時 平成23年6月30日（木） 午後3時～
- 2 場 所 教育長室
- 3 議 題

- (1) 事務局職員等の人事について（非公開予定）
- (2) 教育長の任命について（非公開予定）

水道局規程

広島市水道局規程第1号

平成23年1月31日

広島市水道局固定資産規程及び広島市水道局職務権限規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者
広島市水道局長 飛 原 秀 登

広島市水道局固定資産規程及び広島市水道局

職務権限規程の一部を改正する規程

（広島市水道局固定資産規程の一部改正）

第1条 広島市水道局固定資産規程（昭和45年広島市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「目的外使用」の右に「等」を加え、「第59条」を「第59条の2」に「第68条」を「第68条の2」に改める。

第4章第2節の節名を次のように改める。

第2節 企業用固定資産の目的外使用等

第4章第2節中第59条の次に次の1条を加える。

（企業用固定資産の貸付け等）

第59条の2 企業用固定資産は、これを貸し付け、又は企業用固定資産である土地に地上権若しくは地役権を設定することができる。

2 前項の規定により、企業用固定資産を貸し付け、又は企業用固定資産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合については、次節（企業用固定資産である土地に地上権又は地役権を設定する場合にあつては、第62条及び第64条を除く。）の規定を準用する。

第4章第3節中第68条の次に次の1条を加える。

（貸付け以外の方法による普通固定資産の使用）

第68条の2 本節（第62条及び第64条を除く。）の規定は、普通固定資産である土地に地上権又は地役権を設定する場合について準用する。

（広島市水道局職務権限規程の一部改正）

第2条 広島市水道局職務権限規程（昭和46年広島市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表6財産管理の部中、3の項から9の項までを2項ずつ繰り下げ、2の項の次に次の2項を加える。

3 企業用固定資産の貸付けの決定	○	局次長 財務課長
4 企業用固定資産の無償貸付け及び減額貸付けの決定	○	局次長 財務課長

附 則

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

広島市水道局規程第2号

平成23年3月31日

広島市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 飛原秀登

広島市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程

(広島市水道局事務分掌規程の一部改正)

第1条 広島市水道局事務分掌規程(平成14年広島市水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中

「契約係」を「契約係
貯蔵品係」に、「西営業係」を「西営業係
清算係」に、

「維持課

「給水装置係」を「維持係
漏水防止係」に、

「第二管路係
給水装置課

「第二管路係」を「給水装置係
調査係
量水器係」に改める。

第2条第2項を次のように改める。

2 局に局次長を置き、必要があるときは、局に担当部長又は参事を置く。

第3条第1項中第7号を削り、第8号から第24号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中第24号を第26号とし、第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号を第22号とし、同号の次に次の3号を加える。

(23) 千田資材管理所の庁舎及びその構内の管理に関する事

(24) 貯蔵品に関する事(給水装置課の所掌に属するものを除く。)

(25) 水道資料館の運営に関する事

第3条第3項中第15号を第16号とし、同号の前に次の1号を加える。

(15) 人事給与システムの調整及び運用管理に関する事

第3条第4項第4号中「財務会計システム及び人事給与システム」を「及び財務会計システム」に改め、同条第6項第8号中「所管」を「所掌」に改め、同条第10項第3号中「監視に関する事」の右に「(高陽取水場及び府中浄水場を除く。)」を加え、同条第11項中第8号から第11号まで削り、第12号を第8号とし、第13号を第9号とし、同条中第13項を第15項とし、同項の前に次の1項を加える。

14 配水部給水装置課の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 給水管及び給水用具等の指定並びに給水装置工事に係る業務の企画、調査及び研究に関する事。

(2) 高陽メーター管理所の庁舎及びその構内の管理に関する事。

(3) 水道メーターの総括管理に関する事。

(4) 広島市指定給水装置工事事業者に関する事。

(5) 広島市水道局給水装置に関する違反行為審査委員会に関する事。

(6) 受水槽以下の設備の調査及びその指導に関する事。

(7) 配水管の洗浄及び排水に関する事。

(8) 採水に関する事。

(9) 導・送・揚・配水管路及び給水装置の維持管理上の点検及び整備に関する事(維持課の所掌に属するものを除く。)

(10) 貯蔵品に関する事(財務課の所掌に属するものを除く。)

(11) 課の庶務に関する事。

第3条中第12項を第13項とし、同項の前に次の1項を加える。

12 配水部維持課の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 高陽取水場及び府中浄水場の操作運転及び監視に関する事。

(2) 導・送・揚・配水管路及び給水装置の維持管理上の点検及び整備に関する事(給水装置課の所掌に属するものを除く。)

(3) 漏水防止に係る設計、施行及び監督並びに精算に関する事。

(4) 課の庶務に関する事。

(広島市水道局職務権限規程の一部改正)

第2条 広島市水道局職務権限規程(昭和46年広島市水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表2の項中

(2) 所管部門の各職位の事務分 担及び職務権限の決定					
ア 参事及び担当課長					
イ 課長補佐、主幹、専門員、 主査、主任技師及び係員	○		○		を

(2) 専門職位の各職位の事務分 担及び職務権限の決定					
ア 局の専門職位の事務分 担及び職務権限				○	
イ 部の専門職位の事務分 担及び職務権限			○		に、
ウ 課の専門職位の事務分 担及び職務権限	○				

「部長、参事」を「局次長、部長、担当部長、参事」に改める。

別表の1の表3の項中「支払命令」を「支払督促」に改める。

別表の2の表企画総務課の部の第3款を削り、第4款を第3款とし、第5款から第18款までを1款ずつ繰り上げる。

別表の2の表人事課の部の項中「部長、参事」を「局次長、部長、担当部長、参事」に改め、同部第13款の次に次の1款を加える。

14 システムの運用に関する事務	1 人事給与システムの運用管理	○					
------------------	-----------------	---	--	--	--	--	--

別表の2の表営業部営業課の項中「、財務会計及び人事給与」を「及び財務会計」に改める。

別表の2の表配水部配水課の部第3款及び第4款を削り、同部の次に次の2部を加える。

配水部維持課	1 漏水防止業務及び腐食ボルト・ナット取替業務の設計監督に関する事務	1 業務の設計内容の決定 (1) 重要なもの (2) その他のもの 2 設計員及び監督員の指名 3 業務の施行上の指示及び確認 4 業務工程並びに業務請負者の現場代理人及び主任技術者の承認		○			
配水部給水装置課	1 水道メーターの購入計画に関する事務 2 指定給水装置工事事業者の指定等に関する事務 3 受水槽以下の設備の調査に関する事務	1 水道メーターの購入計画の決定 2 水道メーターの修理及び廃棄の決定 1 指定給水装置工事事業者の指定、取消し及び停止の処分の決定 2 指定給水装置工事事業者への連絡事項等の決定 1 受水槽以下の設備の調査及び指導計画の作成	○	○		○	

(広島市水道局業務改善推進員設置規程の一部改正)

第3条 広島市水道局業務改善推進員設置規程(昭和42年広島市水道局規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表の配水部の項中

「	配水課	1	1	」
「	配水課	1	1	」
	管路設計課		1	」
を				に
	配水課	1	1	
	維持課		1	
	管路設計課		1	
	給水装置課	1	1	

改める。

(広島市水道局提案規程の一部改正)

第4条 広島市水道局提案規程(昭和42年広島市水道局規程第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1技術審査委員会の欄中

「配水部配水課長 配水部管路設計課長 配水部中工事事務所長」	を	「配水部配水課長 配水部維持課長 配水部管路設計課長 配水部給水装置課長 配水部中工事事務所長」	に
--------------------------------------	---	--	---

改める。

(広島市水道局庁舎管理規程の一部改正)

第5条 広島市水道局庁舎管理規程(昭和45年広島市水道局規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 広島市安佐北区落合南六丁目1番1号に所在する広島市水道局高陽水道メーター管理所の庁舎(以下「高陽水道メーター管理所」という。)

第2条第2項中第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 広島市中区南千田西町12番7号に所在する広島市水道局千田資材管理所の庁舎(以下「千田資材管理所」という。)

第3条第2項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 高陽水道メーター管理所及びその構内 配水部給水装置課長

第3条第2項中第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 千田資材管理所及びその構内 財務課長
第14条の表中

「	牛田庁舎	を	「	千田資材管理所	に
				牛田庁舎	
」			」		
「	安佐北庁舎	を	「	安佐北庁舎	に
				高陽水道メーター管理所	
」			」		

改める。

(広島市水道局無線通信管理規程の一部改正)

第6条 広島市水道局無線通信管理規程(昭和58年広島市水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。